

令和 7 年 第 2 回浅口市農業委員会議事録

令和 7 年 2 月 1 4 日浅口市消防機庫 2 階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員 1 2 名			農地利用最適化推進委員 1 3 名		
議席番号	氏 名	出欠	担当区域	氏 名	出欠
1	大 橋 繁 雄	出	金光 1	瀬 良 哲 哉	出
2	渡 邊 清 志	出	金光 2	藤 丘 廣 志	出
3	友 田 陽 勝	出	金光 2	安 田 文 彦	欠
5	古 城 富士夫	出	金光 3	荒 木 秀 樹	出
6	川 崎 英 俊	出	金光 3	菰 口 清 司	出
7	柚 木 栄 蔵	出	鴨方 1	吉 川 孝 之	出
8	吉 田 潤 市	欠	鴨方 1	杉 本 正 彦	出
9	虫 明 伸 吾	欠	鴨方 2	瀬 嶋 富士夫	出
1 0	高 井 基 次	欠	鴨方 2	虫 上 行 治	出
1 1	渡 邊 豊	出	鴨方 3	山 下 善 弘	出
1 2	齋 藤 孝 実	出	鴨方 3	山 下 眞 治	欠
1 3	岡 田 直 樹	出	寄島 1	中 濱 稔 文	出
			寄島 2	大 島 明 敏	出

事務局

産業振興課長兼農業委員会事務局長 瀬良 昌弘

書記 谷口 輝昭 書記 古城 章弘

説明のため出席した者の氏名 産業建設部産業振興課 係長 永廣 学

会議に付した議案等

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議 事

議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 8 号 農用地利用集積計画について

議案第 9 号 地域計画について

議案第 1 0 号 農業委員会委員の辞任について

日程第 4 報告事項

報告第 2 号 農地法第 1 8 条の規定等による合意解約通知について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和7年3月14日（金））

	開会（午後１時３０分）
議 長	それでは、早速ですが、本日も慎重審議にひとつご協力のほうをよろしく願います。 これより令和７年第２回浅口市農業委員会を開会します。 ただいまの出席委員は９名で定足数に達しております。また、推進委員は１１名の参加であります。 今回も会議時間短縮のため、質疑応答は着席のままで行いたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いします。 それでは、日程第１、議事録署名委員の指名を行います。 本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において、８番吉田委員、９番虫明委員を指名します。 吉田さんおられん。 吉田さんがおられんのですから、１１番の渡邊豊さん、すいませんが、よろしくお願いします。 虫明さんも。 ほんなら、１２番の齋藤さん、齋藤孝実さんよろしくお願いします。
議 長	それでは、日程第２、会期の決定についてを議題とします。
委 員	会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議はありませんか。
議 長	異議なし声 異議なしと認め、会期を本日１日とします。 それでは、日程第３、議事に移ります。 議案第６号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。 ５０６番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。議案書は２ページになりますので、そちらをお開きください。 議案第６号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和７年２月１４日提出。 番号５０６、土地の所在地は金光町大谷です。５０６、畑、９９平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたしますします。
議 長	次に、５番古城委員、補足説明をお願いします。
委 員	場所のほうなんです、国道２号線沿いで、トンネルを出て、しばらく行ったところの左を１段下がったところになります。前々回、この両端のところを、譲り受けるということでご承認いただいて、今日のこの案件ということになります。 この譲渡し人につきましては、もともと持っておられた方が、植木の生産とか、庭師をやっておられたんですが、亡くなりまして、この〇〇〇〇さんっていわれる方が相続したと。相続したんだけど、ここの住所にあるとおり、もう〇〇〇〇のほうへ居を構えておって、こっちまで来て農業をすることはできないというふうなことで、こ

の〇〇〇〇さんに譲り渡すと。この〇〇〇〇さんは、植木の生産で、〇〇〇〇ということで、その場所で植木を生産しているというふうにお伺いしております。その両脇も、そういうふうに植木の生産をするような畑になっておりますので、問題はなかろうかと思います。ご審議のほうよろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。

 質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

 それでは、５０６番の件についてご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

 続きまして、５０８番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号５０８、土地の所在地は寄島町です。畑、６４３平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。なお、譲受人、譲渡し人の持分は、ともに４分の１です。譲受け、譲渡しの理由は、贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、１２番齋藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 齋藤です。

 場所的には、ちょっと地図のほうの３ページ、４ページになるんですけども、真ん中あたりに道路が走っておりますが、これは寄島から六条院東にかけて峠を越える道になっております。近くに安倉八幡神社というのがありまして、こちらのほうがランドマークになります。そちらのほうから行きますと、東側に約１００メートルほど曲がったといいますか登ったとこですね、そちらのほうの位置関係ということになります。これちょっとあのこっちのほうになりまして、端的に言いますと、譲受人とそれから譲渡し人を含めまして、３名の所有者がおられるんですけども、この申請によりまして、所有割合の変更ということになります。したがって、今、譲受人の方の持分４分の１なんですけれども、譲渡し人の４分の１をくっつけますと、２分の１の所有ということになります。もう一人の方も、ちょっと遠くのほうにいらっしゃるんですけども、この譲渡し人のほうの方もちょっと遠くにいらっしゃるということで、管理できないということで、今回、譲受人のほうに承諾いただいて、権利を譲ったというふうなことでなっております。〇〇〇〇におられる方は、この土地の管理と言いまして、野菜というふうなものを栽培されるというふうに聞いております。特に問題なかろうかと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

 それでは、５０８番の件についてご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５０９番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。番号５０９、土地の所在地は全て金光町占見です。
	５０９－１、田、７５４平米。
	５０９－２、田、４４９平米。
	譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。
	譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたしますします。
議 長	次に、該当地区の担当委員である私のほうから説明をさせていただきます。
	地図は、５ページ、６ページにあります。
	柵池の南のほうに位置するんですが、山陽本線と里見川のちょうど真ん中あたりに位置します。現状、耕作はしてませんが、ちゃんと草刈りをして管理をしてるような田んぼです。譲受人は、〇〇〇〇のほうで稲作をしてるということで、ご本人が言うには、３町ほどしとんじゃというふうなことで、経験もありますということです。今度はこちらのほうで稲作をするというふうな話をされておりました。耕作についても問題ないと言われておりました。本件については、特に問題はないと思いますので、審議のほうをよろしくお願いいたします。
	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	５０９番の件についてご異議はありませんか。ありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５１２番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。番号５１２、土地の所在地は鴨方町六条院西です。田、４３３平米。
	譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたしますします。
議 長	１１番渡邊豊委員、補足説明をお願いします。
委 員	１１番渡邊です。
	この案件の場所は、今、国道２号のバイパスができてますけども、西六のインターの予定地から、矢掛寄島線を南へ４００メートルぐらい行きました、ちょうど東側になります。所有者が体調が優れないため、管理することができなくなりまして、近隣の方が譲り受けることになりました。特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。

委員 議長	それでは、５１２番の件についてご異議はありませんか。 異議なし声 異議なしと認め、許可することに決定します。
事務局	続きまして、議案第７号農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。 ５１０番の件について事務局の説明を求めます。 失礼します。議案書の３ページになります。 議案第７号農地法第５条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和７年２月１４日提出。
議長 委員	番号５１０、土地の所在地は全て鴨方町六条院中です。 ５１０－１、畑、４０４平米。 ５１０－２、畑、６００平米。 譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は太陽光パネル設置。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第２種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。この申請と同時に、市の開発許可も申請中です。よろしく願いいたします。
議長 委員	次に、１１番渡邊豊委員、補足説明をお願いします。 １１番渡邊です。 この案件の場所は、国道２号の東、セブニーイレブンがあって、信号がありますが、そこから南へ２キロぐらい入った西側になります。 この譲受人は法人で、工場の電力を賄うために太陽光を設置することになりました。それでその近くの畑を購入して、一部購入して、そこに太陽光を設置するということになりました。現在は、この土地は、多少管理しておりますが、木も生えております。これからは太陽光ということで、みんなの助けになるということで、草も生えないようになるかと思えます。問題ないと思えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長 委員 議長	ただいまの説明で質疑はありませんか。 なし声 質疑なしと認めます。
委員 委員	それでは、５１０番の件についてご異議はありませんか。 異議なし声 異議なしと認め、許可することに決定します。
事務局	次に５１１番の件について事務局の説明を求めます。 失礼します。番号５１１、土地の所在地は全て金光町下竹です。 ５１１－１、田、８０５平米。 ５１１－２、田、１６７平米。 ５１１－３、田、６０５平米。

	譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、露天資材置場。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第２種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１番大橋委員、補足説明をお願いします。
委 員	１番大橋です。
	場所は、下竹になりますけど、道木上池から県道を南へ越えて、ちょっと山に上がったところに３か所あります。それで、今の現状等を見たところ、田んぼじゃったところが、今、草を刈って、そのままになってるような感じでなっとなります。それ、もう問題はないと思います。審議のほうをよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５１１番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、議案第８号農用地利用集積計画についてを議題とします。 議案に関する〇〇〇〇委員、〇〇〇〇推進委員は、ここでちょっと退席のほう、ひとつよろしくをお願いします。 (〇〇〇〇委員、〇〇〇〇推進委員 退場)
議 長	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。議案書が４ページから８ページになります。
	議案第８号農用地利用集積計画について。令和７年２月１４日提出。 それでは、ご説明いたします。 番号３６から５７、この２２件につきましては、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有されております。利用権設定を受ける者は１５名、農地は３２筆で、更新が１５筆、新規が１７筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。契約期間は６年未満が２７件、１０年以上が５件になります。 次に、８ページをご覧ください。 (１)になりますが、地目別設定面積についてになります。 田、２万５，４５６平米、畑、３，０２１平米です。 以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ただいま説明がありました。
	質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。

委員	それでは、この件についてご異議はありませんか。
議長	異議なし声 異議なしと認め、承認することに決定します。 両委員に入室をしてもらってください。
議長 事務局	(〇〇〇〇委員、〇〇〇〇推進委員 入場) じゃあ、事務局より審議の結果を退出者にご報告願います。 失礼します。退席されました方へお知らせいたします。 議案第8号については、承認することに決定しております。 以上です。
議長	続きまして、議案第9号地域計画についてを議題とします。 担当の産業振興課の説明を求めます。
説明者	失礼いたします。産業振興課の永廣です。よろしくお願いいたします。 まず、資料の確認をいたします。 資料、3種類用意しております。 まず、右上に令和7年2月14日開催、農業委員会説明資料と書いてある1枚物、 そして参考様式第5の2号、地域計画（案）と書いてホッチキスどめしてある資料、 そして意見書と書いてある1枚物の資料、以上、不足などございませんでしょうか。 それでは、地域計画の策定について説明をいたします。 地域計画の概要でございます。 地域計画は、農業経営基盤強化促進法に基づき、これまでの人・農地プランに代わり、 地域が抱える農業課題や農地の集約に向けた方針などについて話し合い、地域農業の 将来の計画として定めるものでございます。こちらは、法律の規定に基づいて、 今後、国や県の補助事業を活用する際は、地域計画への位置づけが必要となること がありますので、現在、全国の市町村で策定を行っているところでございます。 このたび、浅口市では、集約化された農地や集団で農業を行い、今後も継続して農 業が行われる見込みの高い地区を中心として地域計画を策定することといたしまし て、金光地域では八重地区、鴨方地域では小坂東、阿部山地区、寄島地域では特産化 を目指すレモンの耕作地を中心として策定を進めているところでございます。 地域計画の構成についてでございます。 お手元でございます地域計画の案、この表と文書があります地域計画の後にありま す、色が塗ってある目標地図、この2種類で構成をされております。 この地図、ご覧いただきますと、いろいろな色が塗ってあります。この色が塗られ ている農地が、地域計画に位置づける農地でございます。したがって、色の塗ら れていない農地は、地域計画の中には入っておりません。 この目標地図へ位置づけを行った農地について説明をいたします。 ①でございます。認定農業者の方が、耕作または管理を行っている農地。 ②地域ごとに特色のある農地。先ほども、最初に触れました、中心とする地区とお 考えいただいて結構かと思います。これについて少し説明をいたします。

文書、少し下に下がります。矢印の②でございます。

金光地域では、八重地区内の住民の方が主として水稻の耕作を行っている農地といたしました。こちらの農地につきましては、営農計画書及び八重地区土木委員のほか、農業者の代表の方から聞き取りを行い、農地を定めました。

鴨方地域は、阿部山地区の中山間地域等直接支払交付金の対象農地としております。こちらは、中山間地域等直接支払いに係る集落協定に記載のある農地でございます。この中山間地域等直接支払交付金制度というものは、国の交付金を活用していることから、最初にも申し上げました、今後、交付金を活用する際には、地域計画への位置づけが必須となるため、このたびこの地区を中心といたしました。

寄島地域につきましては、レモン栽培を行っている、またはその予定のある農地といたしました。こちらは、レモン栽培を中心となって行ったださっております方から聞き取りを行いました。

そして、文書、少し上に戻ります。

③でございます。

先ほど説明をしました①認定農業者の方の土地、そして②地域ごとの特色のある農地を除く農振農用地、こちらも位置づけとしております。こちらにつきましては、県からの指示といいますか、県からの依頼がありました。

色の塗り方でございますけれども、①と②につきましては、耕作者ごとに1色ずつ塗っております。そして、③につきましては、農振の用地につきましては、全ての地区、全ての農地、同じ色で統一をしております。先ほど申しました、この3種類の農地とすることにつきましては、県の担当者と相談をいたしまして、了承を得ております。

また、地域計画本文です。参考様式第5－2号にあります本文でございます。こちらにつきましても、県の担当者と相談をして作成を行っております。

4でございます。地域計画策定についての流れでございます。

現在は、③のところでございまして、地域計画（案）に対して関係者からの意見聴取ということで、このたび農業委員会の皆様の意見をお伺いしたいと思っております。

また、関係農業者、これは先ほどご説明いたしました②の特色のある農地などの代表者の方に意見聴取を行い、また農地中間管理機構及び農協からも、現在、意見聴取を行っている最中でございます。

そして、この後、意見もいただいた、皆様からいただきました後は、意見に基づいて地域計画案の修正などを行いまして、地域計画案も報告いたします。そして2週間の縦覧を行います。縦覧後は、地域計画といたしまして策定に参ります。そして、3月末までに公告することが求められております。策定後は、随時見直しを行っていく予定としております。

以上で地域計画案の説明を終わります。

議長

それでは、地域計画について意見がある場合は、2月末日までに事務局に連絡をお

	願います。農業委員会として意見を取りまとめ、会長名で産業振興課に意見書を提出したいと思います。この件は、会長一任としてよろしいでしょうか。
委 員	異議なし声
議 長	それでは、この件について、その他ご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、会長一任とすることに決定します。 じゃあ、産業振興課の退席を、ありがとうございました。
説明者	ありがとうございました。失礼します。
議 長	続きまして、追加議案になりますが、議案第 1 0 号農業委員会委員の辞任についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。今回、ちょっと急遽追加で議案をさせていただきました。 事前に机の上に置かせていただいております議案第 1 0 号になります。そちらのほうをご覧くださいと思います。 議案第 1 0 号農業委員会委員の辞任について。令和 7 年 2 月 1 4 日提出。 こちらのほうですが、2 枚目の資料を見ていただけたらと思うんですが、高井基次委員から、令和 7 年 2 月 1 0 日付で委員辞任願が提出されております。こちらのほうの辞任の理由が、〇〇〇〇により、農業委員会委員の職務の継続が困難と認められるためということで、辞任の日が令和 7 年 2 月 2 8 日、この 2 月末ということになります。 今後の農業委員会委員としての職務を全うすることができないということで、委員辞任願を提出されたものになります。 農業委員会等に関する法律の第 1 3 条第 1 項に、委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができると規定されていることから、このたび議案を提出させていただいております。ご審議をよろしくお願いたします。
議 長	ただいまの説明がありました。 質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	それでは、質疑なしと認めます。 それでは、この件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、辞任に同意することに決定します。 新たな委員の選任につきましては、今後の流れについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	失礼します。本日、農業委員会の同意をいただきました。今後、市長からの同意をいただきまして、正式な委員の辞任になります。事務局としては、皆さんが、農業委員さんが任命されたときの流れを再度踏襲するようになるんですが、農業委員会委員

	の募集を行いまして、応募があった場合には農業委員候補者評価委員会を、これが内部で検討するようになるんですが、そちらのほうを開催いたしまして、候補者を選定します。その後、市議会に候補者の同意議案を提出し、議会の同意を受けます。同意を受けた後、市長から任命される流れになります。時期につきましては、議会の同意が必要なことや、また公募を行わないといけないということもありまして、早くても9月議会に同意議案を提出して、10月の農業委員会での市長からの任命になろうかと考えております。なお、新しく農業委員会委員になられる方は、高井委員の残任期間、残りの期間を受け継ぐようになりますので、令和9年7月31日までの期間になります。委員の任命までは、欠員の状態になります。 以上になります。
議 長	今後については、事務局での対応をお願いします。 それでは、日程第4、報告事項に移ります。 報告第2号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。 議案書の9ページをご覧ください。 報告第2号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和7年2月14日提出。 番号501、金光町占見新田、田、1,001平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡年月日は令和7年1月6日です。 番号502、金光町占見新田、田、437平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡年月日は令和7年1月6日です。 以上です。
議 長	ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑はないようですので、報告を受けたことといたします。 日程第5、その他に移ります。 事務局から報告等がありましたらお願いします。
事務局	失礼します。次回の農業委員会の日程についてお知らせします。 次回が、令和7年3月14日金曜日、13時30分から、場所のほうはこちらの消防機庫2階の会議室になります。よろしくお願いいたします。 以上です。
議 長	ただいま説明がありました件について、ご意見はありませんか。
委 員	なし声
議 長	それでは、この件については説明のとおりとします。 ほかに委員の中からご意見はありませんか。 どうぞ。
委 員	地域計画についてっていうやつで、何か一番最後に網がついとんじゃけど、この検

事務局長 討分について回答とかっていうのは、我々が出さなきゃいけないもんじゃあねん。

委員 先ほど、何か意見があれば提出してください。2月末までに提出してください。

事務局長 前に書いてある、地図に書いてあるやつやこれらに対して、これはどうじゃろうかというのがあれば、これに書いて提出するということ。

委員 そういうことになります。

事務局長 ちょっとそこ、もう一点、ここで色でこういうふうにしとるところというのは、この農地として、一体化してやることによって、効率ようにやっていこうという趣旨のもの。

委員 今後、10年間を見通して、この地域計画はつくられているんですが、Aさんが作ってたところをAさんが作らなくなったらBさんが作ろうとかという、そういう今後の予定があるようなところは、この色がついておるところです。

事務局長 じゃあ、例えば、色がついとるところなんかは、田んぼをやめて家を建てるとかっていうのはない、好ましくないというか。

委員 そういう状況も、今後、考えられると思いますので、そういった場合には、計画のほうは随時見直しをしていくようになる。

事務局長 方向性として、じゃあここに色をつけとくようなところへ、まとめてそういうな形で将来的にやっていくと。それこそ、本人が持つとる土地じゃけえ、そりゃあ何をしようがあれなんじゃろうけど、そういうのが出たら、そのときに合わせて検討していくと。

委員 見直しを図っていくということです。

事務局長 いうふうな認識でよろしい。

委員 はい。

事務局長 分かりました。

委員 また、今後、ちょっとこのあたりについては見直しをして、外していく、色を外していくようになります。

議長 ほかにはございませんか。よろしいですか。

委員 なし

議長 ほかにはないようですので、本日の委員会は以上で閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会（午後2時17分）

上記顛末を記載した者は書記古城章弘であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年2月14日

浅口市農業委員会長

⑨

同 委 員

⑨

同 委 員

⑨